

【秋の審査会 第2回目】

平成20年度

公 共 事 業 等 審 査 会

会 議 録

兵庫県民会館 3階 303会議室

平成20年11月12日

公共事業等審査会 事務局

(兵庫県県土整備部県土企画局技術企画課)

公共事業等審査会 会議録

1 開 会

2 事務局からの報告事項

(事務局より配付資料の確認、本日の予定等について説明)

3 審査・協議等

(1) 新規事業に係る審議案件の審査

1) 審議番号1 市街地再開発事業「三田駅前Bブロック地区」

会長

何か寒かったり暑かったりというんですか、非常に不安定な気候でございますが、今日のところは割に穏やかなお天気でございます。よろしく願いいたします。

進行役を務めます。本日、今ご発言がありました11件の審査と12件の説明ということですが、4時半ごろには終わりたいと思います。3時ごろ、ちょっと休憩をとりたいと考えておりますが、その辺よろしく願いいたします。

一言お断り申し上げます。前回の審査会、出席委員が定数に足りませんでした、6名しかおりませんでした、審査会の規定によりまして成立いたしませんでした。したがって、本日は会議としては4回目なのですが、第3回審査会となっております。正式には第3回審査会ということになります。

前回ご欠席の委員の皆さん方を含めまして、いろいろその後連絡をとりましたけど、特にご意見はないということでしたが、もしいろんなご質問なりご意見ございましたら、これから審査に入るわけですから、遠慮なしにご発言いただきたいというように思っております。

まず、今日の議題の第1番目、審査へ入らせていただきます。新規事業が1件入り込んでおります。まずその新規事業につきましてご審査をお願いしたいというように考えます。

三田の駅前の再開発でございます。調書等、よろしゅうございますでしょうか。

どなたかご意見、ご質問ございませんでしょうか。

もう随分長い間、地元の協議を重ねて、ようやく一つの方向が出てきたわけですが、何分にもお金を必要とする、財政的にも非常に問題でございますので、ご意見がございましたらどうぞ、ご遠慮なく申し出てください。

委員

意見ではないんですが、この前お聞きしていたのかもしれないので申しわけないんですが、再開発の12のところにある域外便益とありますが、これは何でした。済みませんが、もう一度教えてもらえますか。

事務局

域外便益でございますが、この当地を中心にいたしまして半径10キロメートルの圏内で、この再開発事業を行うことによりまして地価が上がるというふうに想定されているわけなんですけれども、それに伴いまして周辺の借家の家賃、収入が上がるということもあり、地価の変化総額を便益として求めておるところでございます。

委員

半径10kmですか。

事務局

はい、半径10kmでございます。

委員

それで、地価換算で出すわけですね。

事務局

はい。

委員

そういうことですか。済みませんでした。

会長

ほかによろしゅうございますでしょうか。

なければ、特にございませんようでしたら、採決に入りたいと思います。

新規事業に関する審議案件、三田市の駅前町におけるBブロックの開発でございます。

特にご意見ございませんでしょうか。

それでは、事業着手妥当ということよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(2) 継続事業に係る審議案件の審査

1) 審議番号1 道路事業「国道427号曾我井バイパス」

会長

続きまして、2番目の議事に入ります。1番から10番までの継続事業でございます。

県の方も大変財政の厳しい中、継続だから継続だとしてしまうとだんだんほかのところができなくなることもあるかもしれませんが、まず案件の1番の道路事業、国道427の曽我井バイパスにつきましてご意見ございませんでしょうか。

ないようでしたら、事業継続妥当ということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

2) 審議番号2 道路事業「主要地方道有馬山口線」

会長

案件の2番目の方へ移りたいと思います。道路事業ですが、有馬山口線、神戸市と西宮市にまたがる路線でございます。これも随分時間がかかっておりまして、特にやはり土地収用関係がいろいろあったようなことも耳にはしておりますが、道路事業は全部、土地関係が片づいたら大体片づくというのが普通ですが、この有馬山口線についてのご意見、ございませんでしょうか。

特にないようでしたら、これも事業継続だと、継続妥当ということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

3) 審議番号3 道路事業「主要地方道高砂北条線」

会長

続いて、道路事業の3番、高砂北条線、加古川市西神吉町でございますが、どなたかご意見ございませんでしょうか。

これも事業継続だと、継続妥当ということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

4) 審議番号4 道路事業「主要地方道春日栗柄線」

会長

案件番号4番、同じく道路事業でございますが、丹波市の春日町から篠山市の栗柄に向かう道路でございます。

これは、用地買収はほとんどが終わっておりまして、残りが30%強、進捗が63%ということでございますが、何かご意見ございませんでしょうか。

委員

ちょっと1つだけ聞きたい。

この前、質問しそこないましたが、地道 - 36ページですけど、この春日栗柄線と国道176号との間の通行不能区間が××(ペケペケ)となっておりますが、これをここに書いている意味は何かあるんですか。要するにここを通れないから一度引き返して行くということなのか。これは、この道路を開通させるのと、あまり関係はないような気がするんですが。

事務局

これは、丹波市の春日地域から市島地域が、この北にあるわけですが、この地域と篠山市を結ぶときに、いろんな今、県道認定しているわけです。その県道のうち通れるのはここだということを改めてお示しするために、この路線の現況を示しております。

委員

ここを早くやらないといけないという意味ではないんですね。

事務局

これが唯一、今通れる道でございます、そのためにこれを、改良を進めているということでございます。

委員

わかりました。

会長

ほかにございませんでしょうか。

それでは、これにつきましても事業継続妥当ということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

5) 審議番号5 街路事業「尼崎宝塚線(元浜・大浜)」

会長

それでは、次へ移らせていただきます。案件番号5番、これも随分かかっているという
か、問題の多い道路でございますが、特にご質問ございませんでしょうか。尼崎宝塚線の
元浜 - 大浜間ですか。

この区間が開通いたしますと、どこまでがずっと行けるんですか、宝塚までずっと行け
るんですか。

事務局

尼崎宝塚線としては全線、宝塚まで2車線では通っておるわけなんですけど、この区間が
できますと、臨海部から阪急神戸線のところまで4車線での基幹軸が形成されるというこ
とでございます。

会長

どなたかご意見、ご質問ございませんでしょうか。

ないようでしたら、事業継続妥当ということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

6) 審議番号6 街路事業「伊丹飛行場線(昆陽東)」

会長

次へ移らせていただきます。案件番号6番、伊丹飛行場線。

これも随分交通量の多いところございまして、一日も早い開通が望まれているところ
だと思っております。ほとんどでき上がっておりまして、もう少しだけ残っている。

どなたかご意見、ご質問ございませんでしょうか。

特にございませんようでしたら、事業継続妥当ということでいきたいと思っております。よろ
しゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

7) 審議番号7 連続立体交差事業「山陽電鉄本線(明石市)」

会長

続きまして案件番号7番、明石の連続立体交差でございます。

どなたかご意見、ご質問ございますでしょうか。

これも事業継続妥当ということで知事の方へお返事してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

8) 審議番号8 連続立体交差事業「JR山陽本線等(姫路市)」

会長

次に8番、姫路の方のJR山陽本線等の連続立体交差でございます。ご意見ございませんでしょうか。

特にはございませんか。

これももう少しでございますし、事業継続妥当ということで進めてもらうよう、お返事してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

9) 審議番号9 公園事業「あわじ石の寝屋緑地」

会長

次に公園関係、案件番号9番、あわじ石の寝屋緑地でございます。どなたかご意見ございませんでしょうか。

どうぞ。

委員

済みません、このご説明の資料の範囲で、既にもここにはないけれども決まっていたのかもしれないんですけども、この公園へのアクセスの問題ですけれども、どこかに説明がございましたでしょうか。拠点、基本的に駐車場で、車で行くだけということですよ。公共交通機関での、何かここへのアクセスは全然ないというふうに考えたらよろしいんですか。ちょっとそれについてだけ教えていただきたいんですが。

事務局

基本的に市道長谷線、それから県道福良江井岩屋線ということで、ここについての公共交通機関は特にございません。現在、車と徒歩でアクセスしていただくというふうにちょっと考えてございます。

委員

ここで事業調書に書いてくださっていることで、公園ですので、どのような、例えば学校などとの連携とか書いてありますね。それから住民の参画と協働による手づくり感ある魅力ある緑地施設等ですけれども、このあたりのところにおいてになる方も、原則、いわゆる自家用車によるアクセスというふうに考えさせていただくしかないかなと思うんですけれども、地域の参画によるさまざまなプログラム云々ということについて、ここにあるということは何かお考えかと思いますが、そういうことについても基本的に公共交通はなく、いわゆる自家用車参加ということだけが前提とされていると考えていいわけですね。

事務局

現在、さっきご質問にありました子供たちとかグループというのは、駐車場の方ではバスも入れるようにと、そういうことは考えてございます。基本的に、一応、車でということを考えてございます。

それで、中の方はかなり貴重種とか自然環境が、ここは環境調査によりますと非常に重要なというか、いろいろな植物の貴重種の把握もできておりますので、それらを生かして整備をしたい。それから利活用したいというふうに考えてございます。

委員

続けてお尋ねしてもよろしいですか。

ここにいろいろ、魅力ある公園ということでございますので、やっぱり計算、多分当初にされていたと思ひまして、非常に結構大きなお金が投入されていますので、公園としてはこういう単発的な、またこの住民というのも、要するに車でアクセスする住民参加というふうに、確認ですけれども、今おっしゃったとおりかと思ひますけれども、そのあたりの構想について、もし何か今、手づくり感云々ということで、コンスタントにこちらにアクセスしていただく計画がもしあったら教えていただきたい。それはできてからのことで、できてからとすれば、どんなところがイニシアチブをとることが意見具申されているかについて、もし既に資料がおありでしたら教えてください。

事務局

現在、用地買収を主に整備を進めておりまして、今、公園の方の2ページに書いてございます駐車場とか、それから市道についても一応整備ができています状況になってございます。

それで、中の方の整備を住民参画とか環境学習を活かしたというところは、例えば淡路景観園芸学校の先生方とか、それからこの近接、夢舞台の方に既に国営明石海峡公園とか

ございますので、そちらの方のグループに、特にこちらの場合でしたら森づくり的な感覚、それから貴重種の保全とか、環境学習で興味ある人たちに、今はまだ整備段階なんですけど、開園してからということではなくて、今からお話しして関わっていただくように持っていきたいということで話を始めているところでございます。

委員

ということは、この事業が最終的に平成26年に完成するという事になっているわけですが、その平成26年度以降において、今おっしゃったような計画がスタートするというふうにご覧させていただくことになるかと思うんですが、公共事業というものが継続的に、その動向というものを考えて見ていくという形に今後なるわけかと思っておりますけれども、そのあたりのところも、これは要望ですけれども、継続されて再度審査される際に、この点について、地域の参画プログラム等についてどのような形でなされるかについて、記録をぜひ残しておいていただくようお願いをしたいと思います。以上です。

事務局

今のことにしまして、開園してから活動が動くということではなくて、今の段階からもう関わっていただくような仕組みで考えていきたいと。ですからイメージとしては、開園したらそのグループがすぐ引き続き活動できると。例えばここで今、赤線で園路を示しているんですけども、中のウォーキング通路なんですけれども、例えばそういうものもある程度土地が買えませんことには中に入れませんので、今、用地買収、約60%まで来ていますので、そういう意味でも今の段階から進めていきたいというふうにご覧させていただきます。

会長

どうぞ。

委員

よろしいですか。

この公園の利用者を増やす方法を考えないと、もう私なんかもできるだけ車に乗らないようにしようと思っておりますので、そうなるへ行けないということになりますね。できれば、またこれもお金のかかることだといって叱られるかもしれませんが、高速道路を利用して、そこにバスの駐車場を、いわゆる停留所をつくっていただいて、そしてそこからだったら500mも歩けば入り口のところへ行きますから、将来はそのような方向で、できるだけ明石の方からも人を呼ぶような方向の努力を続けないと、せっかく大きな自然公園風なものをつくっておきながら、この周辺に住んでいるほんのわずかの方々だけしか利用しないということでは本当にもったいないと思っておりますので、どうぞそっちの方

向へ頑張ってもらいたいと思います。

委員

関連するんですけれども、こういうまちづくりの公園ということで、今後の方向としてどういうふうを考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。淡路の場合、緑地も減ってきている中で、逆のことなんですけれども、こういう形でどんどん人が入ってくるということになります。淡路の総合的な発展ということで進めていかないといけないんですが、生産面であるとか、そういう面で地元の、住んでいる方々がさらに生活が改善されるという点での開発整備は非常に大事なんですけれども、まちづくりの場合には、実際にたくさん公園ができていて、まだまだ不備の公園が多々ある中で、そういうところの整備を十分にやっていただいた上でこういう大きな公園づくりというのが考えられてもいいのかなと思ったりします。温暖化でありますとか、環境保全の方はここでもいろいろお考えなんですけれども、全体的なそういう環境保全の動きの中で、これからのこういう公園づくりを、公園緑地課としてどのような方向性で取り組まれようとしているのか、そのあたりも少し教えていただければと思います。

会長

ありがとうございます。

ほかにご意見ございませんか。

いろいろな立場からご意見をいただきました。

事務局

よろしいですか。

会長

どうぞ。

事務局

ちょっとだけ、じゃあ。今の身近な方の公園、一応ここでお示ししているのは県立公園でございます、県の方は割と広域的な利用を考えてやってございます。それから身近な方は市町で、街区公園とか近隣公園とかいうことで一応役割分担をさせていただきます。一つの目安で、面積でいえば10ha以下の公園などは市町でやっていただこうと、それからこういう大きい公園で広域的な、レクリエーションの場合の、例えば野球場であるとか、そういう運動施設とか、それからファミリーでご利用いただくとかという規模の大きい公園、それからこのように地域プロジェクトに関連して、ここは明石海峡大橋のちょうど淡路の突端といいますが、ちょうど見える正面にございまして、これはかなりの、実は開発圧

力もあったところをごさいますして、そこはかなり自然環境の調査をすると貴重種もあるということと、前回もお話し申し上げたんですが、例えば森林がちょっと、真竹や孟宗竹が侵入してきて環境を逆に、手を入れないことには逆に荒れるというような状況にも陥っているというふうなことで、そこは県でやらなきゃいけないということで取り組んでいるところをごさいます。

委員

国の明石海峡国立公園ですか、そこの連携、淡路側の連携公園なんですか。

事務局

特にそれを、国営明石海峡公園って国がやっている公園が言っているわけではないんですが、我々としては淡路の北側全体を見て、国がやっていただく部分、それから県でやる部分、それから県でやる部分でも役割分担とか機能分担ですね、そこを十分尊重してやろうというふうに考えてごさいます。

会長

どうぞ。

委員

済みません、今いろいろ伺いまして、ちょっとはっきりしてきましたので、2点、要望をさせていただきたいと思ひます。

1点は、ここの事業目的のところにも書いてあるんですが、推測していたとおりかと思うんですが、無秩序な開発を抑制して緑地保全というところが、やはり重要なところになるかと思ひまして、そのあたりのところを明確に強く出してくださるといいかなと思ひます。それは、保全ということは開発をシャットアウトすると同時に、今、竹のお話が出ましたけれども、今後、県がメンテナンスをしていくということをお園化するということは表明することになりますので、きちんと県のメンテナンスをしますということをどこかに、この調書に縛りがあるとすれば明記していただきたいのが1点目です。

それから2点目で、地域参加のお話をごさいましたけれども、これもいみじくも今お話をごさいましたので、あえて文言として盛り込んでいただきたいと思ひますのは、淡路景観園芸学校というものがそばにごさいますして、これも県が相当程度力を入れておつくりになった組織かということをお理解しておひまして、今後もその方向でより展開していくと思ひますので、この景観園芸学校との連携ということをお明確に、ぜひこの調書の中に入れていただきたいということをお要望させていただきます。以上2点です。

会長

どうぞ。

委員

県の今の厳しい行財政改革との絡みで、見直しの中でこの事業、例えば当初予定していたスケジュールがちょっとずれたとか、あるいは当初、この年にはこれだけと予定していた事業費が少し減ったとか、何かそういう部分はあるんですか。

事務局

この事業に関しては、特別大きなあれはないんですが、3ページの方に、そもそももう少し用地買収なり、それから施設整備を早くやる予定ではございました。ただ、行革に当たってどうのということはありません。ただ、基本的に行革云々というよりも施設計画の中で若干、例えば展望台なんか少しコンクリート製の展望台とかになっていたんですが、それははっきり言って木製のものに変えとか、あまり自然の改変をしないような見直しはちょっとしてございます。

委員

やはりこの厳しい中でいろんなところをカットされて、県民の負担も増えている部分があるわけで、そういう中であえてというか、当初どおりやるというからには、よほど継続についての説得力が必要だと思うんですね。ですから、先ほどから出ているような、本当に活用の仕方とか、あるいは住民との協力とか、それから環境保全の面ですね、もっとアピールできるような、説得できるようなものが要るんじゃないかという気がします。

会長

ありがとうございました。

ほかにご意見ございませんか。

どうぞ。

委員

今おっしゃるとおりだと思いますので、むしろここは利活用するというよりは、開発を抑制しようという観点の方が強かったような場所だというふうには思います。ここでやるとすると、先ほどお話が出たけれども、26年度まで待たずに、例えば、展望台をつくるとか、駐車場も大分できているのなら、道路一本でもいいから早くつくって、早く利用できる道も考えていく必要があるんじゃないでしょうか。そうすると、それに関連する環境保全にかかるソフト面もついてくるんだろうと思いますので、一日も早く部分供用ができるようなことを考えていただければいいかなと思いますね。

会長

ありがとうございます。

何か事務局の方、コメントございますか。特にはございませんか。

今、委員の方からご指摘がありましたように、ここは開発型ではなく、むしろ開発抑制型というんですか、保全型の話が強く出てくる場所だと思います。そういう意味も含めまして、事業継続妥当ということで、今いただきましたたくさんのご意見は、審査結果に入れさせていただくようにして、知事の方へは事業継続妥当ということで返事したいと思います。よろしゅうございますか。

特にこの点を強調しろとか、これが抜けていたというのがございましたら、また後からでも事務局の方へご連絡ください、審査結果の協議はまだ先になります。

それでは、この件につきましても事業継続妥当ということで進めさせていただきます。

(「異議なし」の声あり)

10) 審議番号10 土地区画整理事業「英賀保駅周辺土地区画整理事業」

会長

次いで案件番号10番、英賀保駅の周辺土地区画整理事業につきまして、どなたかご意見ございませんでしょうか。これも随分長くかかっていると。

特にございませんか。これも途中でやめておくというわけにもいかん場所でございますので、スピードがアクセレートされるかどうかは別にしまして、事業継続ということでは妥当ということで知事への意見書を出したいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長

では、審議案件の審査が終わりましたので、引き続きまして3の(3)番になります。継続事業に関する続きのものでございます。説明と質疑に入りたいと思います。

今回、前回もそうございましたけども、非常に案件が多うございまして、一々細かくやっておりますら時間がたちます。とって、手を抜いていいというわけではございませんので、まず下水道事業につきまして、まとめられるところはまとめて説明いただきま

して、この事業についてはこのところが大事だというのは丁寧にご説明いただいて、下水道事業の説明をお願いします。

(3) 継続事業に係る審議案件の説明、質疑

1) 事務局より下水道事業について説明

審議番号 1 1 猪名川流域下水道

審議番号 1 2 武庫川上流流域下水道

審議番号 1 3 武庫川下流流域下水道

審議番号 1 4 加古川上流流域下水道

審議番号 1 5 加古川下流流域下水道

審議番号 1 6 揖保川流域下水道

会長

ありがとうございました。まとめでの部分と各個の部分とがございますが、まず全体につきまして何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

委員

私は、下水道の整備はぜひとも進めていただきたいと思っております。高度処理もできるだけたくさんやっていくのが本来だろうと思うんですけども、最初の猪名川と、その次の武庫川の上流の文言で、この調書は、評価調書だけ読むとちょっと矛盾しているところがあるようですので、ご説明を伺っているとなるほどと思うんですけど、例えば事業を取り巻く社会経済情勢の変化で、上から3行目、「一人当たりの水使用量の伸びは見られず、流入水量が安定化している」と書いてありますね。その前も。

事務局

はい。

委員

それが評価視点のところで「今後の人口増等による流入水量の増加に対応した施設の増設」という、これは、この文言だけ読むと、次のものも同じようなことが書いてあって、明らかにこれだけが走りますと矛盾ということですから、もう少し上手に書き直しをしてほしいと思います。

事務局

はい、わかりました。訂正させていただきます。

委員

以上、全体の雰囲気です。後ろの方はどうもそういう文言ではなくて、確かにこれから流入が増えるみたいなきょうが書いてありますし、先ほど説明いただいた武庫川の下流の場合でも、いわゆるプラズマの工場等が具体的に書いてあるから増えるのかなというのはわかるんですけども、この2つだけはちょっとよくわからない。まだ未整備のところがあるからというふうな書き方で処理した方がいいのかなと思います。

事務局

表現を検討させていただきます。

会長

お願いします。ほかにはございませんか。

委員

ちょっと内容的に教えていただきたいのですが、先ほどの武庫川の下流で、ポンプ場が幾つかありますが、これは上流から圧送するという形で、この途中の中継のポンプ場が必要なのか。それと、高度処理というのは瀬戸内の環境改善なのか河川の水質改善なのか、そのあたりのちょっと説明を追加いただけますか。

事務局

ポンプ場につきましては、流域の幹線は基本的に自然流下です。自然流下でいきますとかなり深くなりますので、河川を越えたり、あるいは下流へ送るためには、そこでポンプアップをして、また浅いところから自然流下で流していくと、そういう手法をとっています。

それから、高度処理につきましては、主に海域の環境基準がまだ達成されていない部分がありまして、これを達成するために、兵庫県だけではないわけですが、近畿府集まって負荷量の配分をしながら高度処理を進めている状況です。

委員

わかりました。ありがとうございます。

上流の方の改善が進められれば河川の水質も早く改善されるのかなと思って、その辺の優先順位とかいうのも考慮されているのかなと思いましたが、ありがとうございます。

会長

ほかにはありませんか。

委員

ちょっと今、既にどこかに、私が読み切れなかったのかもしれないんですけども、今も

出ておりました大阪湾の水質環境基準達成、現時点でどの水準なのか、今後どの程度したらそれが達成されるかについて、ちょっと数値を教えてくださいというのがございます。

事務局

はい。OHPで説明をさせていただきます。

現在、海域部分の水質の状況をお示ししますが、この丸をつけているところですね、このところで吹き出しのところにありますが、例えば神戸東部沖2ということになりますとCODで基準値が3mg/lですが、これが4mg/lであること。それからその右側に西宮市沖で基準が3mg/lに対して4.3mg/l。その下、神戸市東部沖3mg/l、CODが2mg/lに対して3.9mg/lということで、丸印をつけている5カ所で上回っているということと、それから窒素、リンですね、これは青い破線で囲った海域の平均値で評価をしますが、リンにつきまして、わずかですが環境基準を上回っているという状況で、これを達成するために近畿府県で集まって汚濁負荷のシミュレーションを近畿地方整備局で行いまして、それで各府県に配分をして高度処理の値が決まっていくということです。

委員

済みません、高度処理の何%ぐらい達成せよという値が決まっているということですか。兵庫県の分担分がどのぐらいというのがあるわけですか。

事務局

負荷量が決まりまして、その負荷量を出すために放流水質を決めていくということになります。

委員

現時点でどれぐらい達成ができていますか。

事務局

達成というのは、処理場としての達成率ということですか。

委員

いや、処理場も、トータルに、要するにこれだけ計画を持って達成せねばならないということを説明していただきましたので、それはいかなる数値を達成すべく兵庫県はされているかということと、現時点においてそれがどの程度達成されていないのかということのを念のために教えていただきたい。兵庫県が要するに課されている課題がどの程度のもので、非常に下水道事業は私もやったらいいことだと思うんですけども、高度処理化することによって実現されるのがどれぐらいかのことをちょっと教えていただければと思いました。

事務局

数字でお示ししますと、前に示しています現況が平成16年ですが、CODの負荷量として279tです。これが、色分けをしています、一番下が下水道で、あと上が生活系、産業系、それから一番上が畜産その他になっています。これを単純に下水道の整備はするけれども、ほかの下水道以外の整備がされない場合は平成37年に183tという負荷量になってしまいます。実は環境基準を達成するためには、この黒の破線がありますが、148t、約150tにしないと環境基準は達成されません。このためには下水道で精いっぱいやってもこれだけでございますので、高度処理プラス、あと他の色々な生活系、産業排水、あるいは畜産排水等で20%カットすれば、この150tがクリアできて、環境基準が達成されるだろうということで、下水道でこれだけやりまして、あとを環境行政等でやっていただくよう環境部局に説明しています。

委員

兵庫県に関しての数値というのは、ここには示されていない、大阪湾全体ですので関係府県全体と考えたらいいわけですか、この数値は。それか兵庫県分がこのグラフと考えていいわけですか。

すぐにじゃなくても結構ですけども。

事務局

わかりました。また調べまして、ご説明します。

委員

というのは、ずっと一貫して高度処理の問題がポイントだと思いますので、ここは私のコメントになりますけれども、大事かというのはよくわかるんですが、やっぱり兵庫県が担当してこれだけの大きなお金を使ってやるということを県民に納得していただくためには、兵庫県の課されている課題を明確にお示しいただかないと、文言だけではやはり説得力に欠けると思うんですね。ですから、もちろん瀬戸内海というか、大阪湾というのは兵庫県だけじゃなくて大阪、兵庫、それから他の府県も関連していることですので、兵庫県はもう全国2位の整備状況という下水道網、これすばらしいと思うんですが、逆に言えば、ここまで来ていたら、ちょっと率直に申し上げれば、もういいんじゃないかというところもあるわけです、十分できているので。でも、なおかつここまで進んでやられるのであれば、もっときちんと説得力を得られる資料をお示しいただかなくてはいけないし、文言だけの高度処理の必要性だけでは、ちょっと私は足りないなという気がいたします。

それと、もう一つ関連して、これは質問ですけども、各事業の資料において、平成20

年度までのグレーの色分けと黄色の色分け、地図に載せてある分ですね、例えば下水 - 2 などにも載せてありますし、ほかのところにもありますが、21年度以降の整備予定区域の利用状況ですね、地目とか。現時点でどれぐらいの人口の方がお住まいになっているのか、どのような利用状況で、つまり下水処理を整備しないと困りの地点であるのかそうでないのか、人口密度等も含めて、ちょっと資料がございましたらご紹介ください。ですから赤のゾーンとグリーンのゾーンというところですね。この2つを特にご紹介ください。

事務局

今、個別に区域ごとに人口密度等を表したものはありませんので、また後日報告をさせていただきますが、例えば下水 - 14を見ていただきますと、黒の整備の中に小さな点々で赤くなっている部分ですね、これにつきましては、住んでいるけれども整備はできてないところ、あるいは宅地で家が建っていないなどで今は整備をしてないところです。それから、上の方に少し大きな形で、西宮でしたら赤であります、ここは将来的に開発をするという計画がありまして、それは今現在は未着手ですが、この予定時期には着手される可能性があるということで計画の中に入れてあります。したがって、今は整備をしないけれども、将来整備をして流入量が増えるだろうということで計画しています。

委員

ということは、計画ということも入っていて、いずれ宅地造成等、開発がされる、ちょっと今ご紹介くださったような、例えば下水 - 14の、かなり大分奥まった地域ですので、どの程度の方がお住まいになっているのかというところが少し気にかかったので、また資料についてご紹介ください。

委員

よろしいですか。

幾つか質問がありますが、まず浸水対策をB（効果）に入れているところとそうでないところ、これは内水地域がある、なしなのでしょうか、ちょっとそのあたりを教えてください。

事務局

流域下水道で浸水対策がある、なしというのは、先ほどもご説明いたしましたが、合流式あるいは雨水の対策をとっている流域下水道について入れています。ですから、それが無いところは入っていません。

委員

入るのは生活排水だけということですか。

事務局

はい、そうです。

委員

それと、Bの中に処理場用地の有効利用ということがありますが、これは技術革新か何かで用地が要らなくなったということなんでしょうか。むしろ売って還元すればいいのかなと思うんですが、ちょっとその辺を教えてください。

事務局

処理場用地の有効利用といいますのは、先ほど猪名川で少し上部利用のご説明しましたが、周辺の方に利用いただくために開放している等、そういうものについて便益を算入しているということです。

委員

なぜそれが処理場用地としてあるのかということ、将来使われる予定なのか、それとも当初は予定していたんだけど、それほど技術が革新されて要らなくなってきたのか。

事務局

それは処理場ごとにいろいろ事情がありまして、猪名川でしたら実際の処理施設の上に施設をつくっておりますので、これは将来とも要ります。ですから、改築とか更新のときはどうするか、対応はまた考えないといけないわけですが、ほかの処理場内で、若干処理場の入り口に、例えば処理水を流しながら公園的な利用をしていただくというものもありますが、それについては処理場の建設時に地元と、やはり親しみやすい処理場ということで、そういう修景施設という意味合いで整備をしているものです。

委員

それと、先ほどの閉鎖海域の環境の話、水質の話なんですが、大阪湾の再生に関連して、何かこの兵庫県の方で下水道事業の内容が変わってきたとかいうことはありますでしょうか。

それと大阪湾の、特に大阪はほとんど合流式なので大変な負荷量があるわけですが、それと兵庫県下でも衛星都市はなかなか高度処理まで手が届かないというところがありますが、そういうところの足並みがそろわないと、兵庫県だけが高度処理で一先懸命頑張っても効果はあらわれないわけですけども、そのあたりは何か関連自治体等で、下水道事業の連携のあり方みたいな協議のプラットフォームはあるのでしょうか。

事務局

高度処理につきましては、確かに増額はありますが、最近、技術が進み昔ほど高い機械

設備等も不要ですので、それ程費用的に高いというものではなく、関係自治体、市町で取り組んでいるところも数多くありまして我々も認可のときに各市町の指導をする中で、高度処理の位置づけがあれば、それはどうですかということで、もちろんお金がないのに絶対やれというわけにはいきませんが、高度処理の位置づけがあるところにつきましては、おおむねやっていたらいるというのが現状です。

それから、さっきの再生の話は…。

委員

国の事業ですけども。

事務局

直接的には関係はないと考えております。

委員

それから最後に1点だけ。これは全体、どの施設も同様ですが、これはある程度、こういう施設というのはバックアップを持っておかないといけないと思うのですが、そのあたりは計画の中にはある程度見込まれているのでしょうか。

事務局

そのことは、大きな課題なのですが、バックアップも、実は阪神・淡路大震災のときに神戸市で被災しましたように処理場間をつなぐという話も構想としては確かにありました。ただ、今の時期に非常に膨大な費用がかかるということで、今現在はそれについては保留しています。この流域そのものの処理場間をつなぐことは非常に難しい問題ですので、それ以外に何かできないかという検討はしないといけないと思います。

もう一つは、電気設備等で、例えば水害等で浸かってしまったという例がありました。それにつきましては順次、水が来ても浸からないように、あるいは処理場自身を水害の既往の最高水位から守るとか、そういう対応は行っていきます。

委員

質問ですが、合流式下水道の改善ということで、改善対策というのが最初、スライドで見ていただきましたが、この改善対策は平成25年までに完了すると書いてありますが、これは改正された下水道法施行令で平成25年までの改善が義務づけられているということなのでしょうか。

事務局

25年度から40mg/ℓの規制が適用されるということで、それまでに改善しないといけないということになっています。ただ、今、スクリーンの目幅を縮小したり、あるいは堰を

少し高く上げて、できるだけ未処理放流がないようにという構造上の基準があって、それは整備しますが、それ以上の降雨や出水など様々な現象がありますので、それについては放流回数までは守ることができませんので、それについては構造を適正に守って施工することとしています。ただ、規制値の40mg / ℓ は守るように整備していくということで、25年度末までに完了する予定です。

委員

そうすると、いずれの事業計画の中にも、この平成25年までに完了すべき内容が盛り込まれているということになるわけでしょうか。

事務局

合流式は、武庫川下流と、それから加古川下流と揖保川があります。この3つの処理場につきましては、それを守るような平成25年までに整備を終えたいと考えています。

委員

はい、わかりました。

会長

ほかにございませんか。

いろいろあるかと思いますが。

委員

これは、この計画を進めるということは、市町村の事業も附帯していると思っていいいのですか。

事務局

はい。

委員

では、それはこの計画を進めるに当たって、市町村の事業も一緒に、同じ歩調でやっていただかなければならんということになるわけですね。

事務局

はい、そうです。

委員

その点の指導というのは、指導というか、合意に達して、やっていこうということにはなっているわけですか。

事務局

はい、そうです。

委員

それから、さっき大阪湾の話も出ましたが、いずれにしても処理能力、高度処理を100%やってしまったら、もう義務は完了しているということにはなるわけですね。

事務局

はい、そうです。

委員

遅いか早いかですね。

事務局

はい。

委員

それ以上のことはできないということによろしいんですね。

事務局

はい、結構です。

委員

それと、最後に、料金関係はどうなっていますか。

事務局

料金は、維持管理費は関連市町に全額負担をしていただくということになっていまして、その払った料金については関連市町の下水道料金の中に上乗せされて、下水道料金として一般の市民から徴収をするということになります。

委員

そうすると、市町村から徴収された料金が県に入ってくると思っていいわけですか。

事務局

はい、そうです。

委員

そうすると、仮に高度処理などをすれば、当然住民の方にそれに必要な必要経費が付加されていくということにはなるわけですね、全額かどうかはわかりませんが。

事務局

高度処理につきましては、全額ではなくて、水質保全をするという意味合いから一部公費負担があるということです。ですから、その分は料金には反映されないということになります。

委員

そういうことですね。いずれにしても、今、この流域下水道会計は赤字なんですか、黒字なんですか、そういう意味では。

事務局

流域の下水道会計としましては、維持管理は市町の全額負担ですので、赤字、黒字というのではなく、収支を合わせて経営しているということです。

委員

それは、県はそういう維持管理の経費は関係ないのですね。

事務局

はい。維持管理は下水道公社で実施しておりますが、かかった費用をいただいているということで、もちろん実施する上においてはいろいろ説明をさせていただいて、適正な維持管理をしているということを前提に、かかった費用を徴収させていただいているところです。

委員

公費で負担すべき分以外を除いて、みんな市町村にお願いしていると思ったらいいわけですね。

事務局

はい、そうです。

委員

ごくごく初歩的な質問で恐縮ですが、参考までにお聞きします。

公共事業で結構長い期間かかるものがありますけども、これを見ていて飛び抜けて長いなと思ったところです。これは場合によれば、着工の年に生まれた子供が完了のときには40才、50才にもなってしまいます。何でこんなに長いのかなというのは素朴に疑問に思うということで、そうなる、例えば、我が家は下水がまだ来てない。ところが、ちょっと離れたところにはもう通っているという状況が10年も20年も続いてしまうという事態もあるのかなという感じがちょっとするのですが、その辺、どのように理解すればよいのですか。

事務局

事業期間が非常に長いというのは、汚水の制限をして整備をおくらせているわけではなくて、先ほど申し上げましたように、市町の下水道管渠の整備が行われないと汚水は入ってこない。その市町の整備はそれぞれの市町の財政状況に応じて整備をされていきます。したがって、それが効率の高いところから整備られていくのが通常ですので、少し奥まっ

たところにあると、少し時間がかかるということです。それが流域下水道の場合は、その水量が順次増えてきますが、全体計画で予定している水量まで、まだ全然届かないことになります。その間は一気につくと先行投資となり、将来、使わなくなる可能性も出てきますので、順次、確実に流入するものを予定して整備をするということです。

会長

よろしゅうございますか。

ほかにもいろいろあるかと思いますが、これ、宿題としてかなりお預けをしなければならぬのが出てくるんじゃないかと思います。

1点だけお願いします。

今、市町との費用の問題が出ましたけども、国は一体どうしているんですか。

事務局

建設につきましては、補助事業でやっていますので、ここの調書にも書いておりますが、例えば何ページでも結構ですが、評価調書を見ていただきますと、事業内容の下のところに負担割合というのがあります。処理施設ですと国が2 / 3、残りを県と関連市とで折半、あるいは管渠でしたら国が1 / 2で残りを県と市町で折半ということになりますので、国からも補助があります。

会長

それは建設に当たって、つまりハードの部分だけですよ。

事務局

そうですね。

会長

この下水道というのは、生きていたらおかしいけども、流れておりますから、当然下水管の方が傷んでいきます。これの補修というのが、維持というのはどこが実施するのですか。

事務局

耐用年数が基本になりますが、国の補助で実施しますと、適正化法というのがあります、その処分制限期間がもっとも短いもので、7年とか10年となっています。それを超えれば、国と協議をして、管渠の中を一部ライニングをして整備、再整備といいますが、傷んだところを直すものについては補助で補修ができることになっています。

委員

1点だけ。

猪名川流域下水道の場合は、猪名川というのはすごく水量の少ない川ですので、下水道整備で水量が減っていくという問題は非常に深刻だと思いますが、そのあたりは河川管理者とどのような調整をされているのでしょうか。

事務局

具体の数字はちょっと今、持ちあわせていませんが、先ほどから高度処理の話が出ていますが、処理場、処理施設を決めるときに下水道法で流域別下水道整備総合計画、流総というのを策定しますが、その際に、これは負荷量としてこれだけの負荷量を出さないと環境基準が達成できないから、ここは高度処理、ここは標準でいいといった処理方式の決定をして、それをもとに計画を策定します。計画を策定すれば、その施設にはこの区域から水が入ってくる、そうすると水が、河川からすればバイパスされて下流へ行ってしまうということになります。その流総の承認を国がするときには河川の流況についても河川局と協議し、かつ環境省とも協議をして、その段階で調整して、認められた計画について事業を実施しているということです。

会長

いろいろ、あと問題あるかと思いますが、事務局の方へ連絡しておいていただいて、次回に返答をもらえるものはもらいたいと思います。

ここでちょっと休憩をとりたいと思います。

(休 憩)

会長

では、再開いたします。

継続事業の審査案件で、農道・林道関係が続きます。

農道が1件と林道が5件ですが、まず農道の南淡路地区の方からお願いします。

2) 事務局より農道整備事業について説明

審議番号18 農道整備事業南淡路地区

会長

ありがとうございました。

どなたかご質問ございませんでしょうか。

特にはございませんか。

どうぞ。

委員

やっぱり用地費が下落したら、用地買収に時間がかかるわけですか。

事務局

今、図面を見ていただきますと、赤色の部分が歯抜け的に部分的に生じております。やはり用地が少し買いやすいところから用地買収に入ったということもありまして、隣接している、例えば隣接した集落で、以前買ったところについては倍以上の単価がしたと、今度交渉に行ったら、難しかったので交渉がおくれたんですけれども、単価を提示したら半分になっているというようなことが現実にもありまして、かなりその辺に対して地元が、隣と違うやないかいということで、やはりその辺の了解、納得していただくのに時間がかかるという状況でございます。

会長

仕方ないですね。

ほかにはございませんか。

どうぞ。

委員

B / Cが前回よりも上がっているのですが、これは地価の関係とかがあるのでしょうか。

事務局

B / Cが前回と変わっておりますのは、まず1点は事業費が18億円ほど軽減されたということ、さらには本年度からこういうふうにして評価をやります物件につきましては総費用総便益比方式ということで、従来の投資効率方式から少し変わっております。この方式につきましては、県土整備部が既に採用されている方式でございますけれども、農業農村整備事業は本年度からその方式を採用するということで、従来は投資事業費に対しまして、その耐用年数期間中に見込めます効果、それとの対比でもって投資効率という考え方をとってございましたけれども、今回からは建設期間の事業費プラス40年間という供用期間を見込みまして、そこにおいて必要となります更新事業費を全部足します。さらにその上で40年後におきまして残存価値があるものについては減額する、さらにその総事業費を現在価値化ということで、割引率というのが4%の割引率ということになっております。これは県土整備と同じ考え方でございます。現在の価値に戻して総事業費を出します。それがまず総事業費でございますが、さらにそしたら今度、便益につきましても同じように建設期間

中プラス40年間の分に発生します効果、それを出しまして現在価値化をして対比をすると、そういう形での大きな方式の見直しがあるということの中で数値が変わっていております。

委員

ありがとうございます。

この写真では学生の通学路等、かなり危険な状態が緩和されるということかと思えますけれども、そういうふうなものは便益とか、そういうものには算入されないんですか。

事務局

実際には、効果としては発現しておりますけれども、便益上での効果額としては、今回算定はしておりません。

委員

ありがとうございます。

会長

ほかにございませんでしょうか。

特にないようでしたら、また思いつかれましたら事務局の方へご連絡いただいて、次回に宿題としてお返事をもらうことにいたしまして、林道に入りたいと思います。

林道が5つ続きます。

3) 事務局より林道整備事業について説明

審議番号19 須留ヶ峰線森林基幹道整備

審議番号20 粟鹿山線過疎代行林道整備

審議番号21 池ノ尾線森林基幹道整備

審議番号22 千町・段ヶ峰線森林基幹道整備

審議番号23 八木谷・大谷線過疎代行林道整備

会長

ありがとうございました。

どなたかご質問ございますでしょうか。

まず林道整備事業そのものというか、全体につきましてございましたら、どうぞ。

委員

人材の方ですが、施業プランナーがキーパーソンであるというご説明があったんですが、その一方で、実際に作業に携わられる林業従事者の年齢構成とか人口とか、そちらの方が、

いわゆる実際の働き手がいないと、プランナーがいても実現しないと思いますが、そのあたりはどういう状況になっておりますでしょうか。

事務局

林業労働の関係ですが、林業労働者では平成10年には1,595人、平成15年に1,310人、平成18年に1,347人ということで横ばいの状況にあります。ただ、高齢化率につきましては、平成10年には61%ありましたが、平成15年に47%、平成18年にも47%でと、いわゆる若干若返りの傾向にあり、また29歳以下では、平成10年には111人、15年には135、18年に135ということで、10年に比べて人数は減ったけれども若年層は維持しているというような状況にあります。

委員

ほぼ同じことをお尋ねしたかったんですが、兵庫県のことだけでなく、全国的な報道では、果たして林道が必要なのかというふうな、テレビであるとか、いろんな報道は多いかと思えます。実際に公で公表されているものが本当にそうかということで、よくドキュメントなんかでは実際に完成された林道を利用している車がどのくらいあるかということ、どの程度公平性のあるものかどうかは別にして、そういう数をカウントして、ほとんど利用者がいないんじゃないかというふうな地元の声を出したりしているわけですが、林道従事者は少し若返っているというお話ですが、兵庫県の場合、本当に林道の事業を継続するだけの必要性があるというふうなことが言えるのかどうか、全般的なことなんですけれども、その辺をお尋ねしたいと思ったような次第です。

事務局

通行量につきましては、いろんな報道がされております、特に2車線のスーパー林道や緑資源機構の問題で結構林道がいろいろ物議を醸し出したところですが、林道の利用ですけれども、主に森林施業に利用されています。今現在、森林施業では、植えた木を手入れする、例えば下刈りしたり除伐したり保育間伐、間伐も先ほど申しましたように森林管理100%作戦で県はかなりのパワーで間伐の推進を行っています。ところがこの間伐は、ほとんど切り捨て間伐で、いわゆる道がないために切った木はその場に放置されている状況であります。須留ヶ峰線もかなり間伐は進んでいるんですけれども、そのほとんどが切り捨て間伐になっています。そういったことが今後、資源の活用として、これでいいのかということが非常に問題であります。今後は木材が逼迫するという予測がある中で、兵庫県としましても低コスト経営団地を積極的に設定しながら、今切り捨てられている間伐材がどんどん市場に出て森林・林業の再生を図っていこうという取り組みを進めております。

会長

ありがとうございます。

ほかに。

先ほど説明がありましたけど、案件番号20からですか、20、21、22、いずれも80%を超えているということで説明が省略されましたが、それを含めまして何か。

委員

済みません、林道 - 1 - 1等の調書にございます事業内容のところですね、林道整備のことと負担割合が書いてあるんですが、その中に国庫補助事業と県単独事業というふうに明記してあるわけですが、どの部分が国庫補助事業で、どの部分が県単独事業か、区分があるのでしたら教えてください。そうではなくて、合算してトータルでこれを行っているのか、ちょっとその線のご説明をお願いいたします。

事務局

国庫補助事業と県単独事業と2つ書いておりますが、林道の開設事業には国の補助を得て開設する事業と、交付税措置のある、地方単独事業のふるさと林道整備事業がございます。県では、今まで、開設促進を図るために国庫補助事業と、交付税措置のある地方単独事業を活用した県単独事業の2つの事業で取り組んできました。例えば須留ヶ峰線には北工区と南工区があるわけですがけれども、南工区は国庫補助で整備を図る、北工区はこの県単独事業で整備を図るというような手法で進めてきたということであります。なお、今後は国庫補助事業だけで進めるという計画であります。

委員

済みません、そうしましたら、例えばですけど林道 - 1 - 1に載っているのは、今後は、従来が負担割合はこうだったということを書いておられるということですか。今のご説明だと、私の頭の中の整頓が悪いのか、そうになってしまうんですが。ここに書いてあるのは従来のご説明であって、今後は単独でという言い方、どういうことですか。

事務局

従来、国庫補助事業と県単独事業で進めてきました。この補助割合、あるいはこの負担割合で進めてきました。

委員

いや、従来、要するにここで審議しているのは今後どうなるかということだと思いますので、じゃあ、これはもうちょっと丁寧にお書きいただくとしたら、年度別に詳細に分かれるというふうに理解したらいいわけですね。それをまとめてこういうお書き方をなさっ

ているというふうに理解したらいいわけですね。

事務局

はい、そうです。

委員

じゃあ、それを前提として、さらに次の質問をさせていただきますけども、国庫補助事業に相当する、上に書かれている総事業費比率はいかほどか、県単独事業はいかほどかをご紹介します。

事務局

年度別に、それぞれに事業費を整理しているわけですがけれども、トータルの事業費しか、手元にデータがございません。年度ごとに単独事業は幾ら、国庫補助事業は幾らというふうに整理しておりますので、後ほどご説明します。

委員

じゃあ、3つ目に、単なる関心ですがけれども、興味深いところでお尋ねしたいわけですが、県単独事業が総事業費に占める比率は何割ぐらいですか。ざっくりとしたことでいいので、ご紹介ください。

事務局

今現在でよろしいでしょうか。

委員

今現在です。

事務局

今現在、平成20年度でいいますと、林道の開設事業16億7,000万実地しています。そのうち、公共事業が15億2,000万、県単独事業が1億6,000万。10分の1が県単独事業の比率です。

委員

それは平成20年度ということですか。

事務局

20年度です。

委員

ありがとうございます。

委員

私、一応建築屋ですのでお伺いしたいんですけども、樹種は杉とヒノキが主ですか。

事務局

はい、そうです。

委員

杉は、成木として大体50年ぐらい、先ほど35年とおっしゃったんですが、実際35年だったら、もう白太の方が多くて、割れがいっぱいきて、あんまり使えない。我々は少なくとも杉でも50年か60年が最低限で、ヒノキはやっぱり100年ぐらいあったら、建築屋としては使いやすいという、まずそう思っているんですけども、結局この林道というのは細切れになっていて、途中つながないと、これまでのコストが全部だめになるという気がします。ですのでやむを得ないと思うんですけど、実際にそういういい材として出荷できるまで、現実にとどのぐらい待たないといけないのか、ぼんやりでいいですから教えていただけますか。

事務局

これまで杉は35年、ヒノキは40年というような標準伐期を定めまして、材としては、合板とかに使っていたわけですが、今現在、短伐期から長伐期へ、いわゆる公益的機能の持続ということで長伐期制度に切りかえられております。従って杉であれば60年の伐期を考えております。

委員

白太ばかりでは割れがきて、実際使えないんですね。丸太のまま使うぐらいしか、そういう使い方なんていうのは、普通はあんまり建築材としては使えないですからね。はい、わかりました。大体杉で60年、ヒノキだったら遅いから100年ぐらいになる……。

事務局

70年です。

委員

70。はい。

会長

どうぞ。

委員

済みません。公益的機能の林道 - 1 - 7で環境保全便益の計算をされておりますが、二酸化炭素回収コストというのは、これ1t幾らぐらいなのでしょう。それはCO₂の例えば取引価格なんかと比べてどういうあんばいなのでしょう。それが1点目の質問です。

それから、2点目は、これも公益的機能で治水、利水、土砂流出抑制というあたりの算

定の仕方なんですけども、森林がどういう状態とどういう状態を比較して治水機能がどれだけあるのか、利水機能がどれだけあるのか、土砂流出防止がどうなのか、つまり森林の健全な状態と、それと比較するリファレンスはどういう状態を想定されているのか、ちょっとそれを教えてください。

事務局

二酸化炭素の回収コストですけれども、1万2,700円 / t - CO₂です。

委員

そうですか。取引価格は大体1 tあたり、2 ~ 3ドルだと思うんですよね、2、3百円。

事務局

100万kw級石炭・水力発電所における化学吸収法による二酸化炭素回収コストにより代替する方法ということで、林野庁が定めた計算式で算山しています。

委員

そうですか。そうですね、ここの計算はすべて林野庁のマニュアルにのっとってやられると思いますが、何か余りに現実から、2けた違いますよね、価格が。ということをやちょっと非常に驚きました。

会長

それから、もう一つ何か質問が。

事務局

それから、森林が健全な状態というのは、いわゆる森林に間伐とかいろいろ手を入れた状態であり、例えば流域貯水便益の中の貯留率でいいますと、整備前が0.51で、整備後は0.56というようになっています。

委員

整備前の状態というのはどういう状態を想定されているんでしょうね、森林が。整備されたら森林は健全な状態だということですね、それがゼロだと思うんですね。整備しなかったら悪くなるのでマイナスのクオリティーになると思うんですが、そのリファレンスは、整備しないときというのはどういう状態なんでしょうね。

前、土砂の流出抑制か何かのときに、はげ山状態か何か、それぐらいのことを考えておられるようなことをおっしゃっていたんですけど。

事務局

土砂の崩壊防止についてでありますか。

委員

ええ。

事務局

崩壊防止の場合は、植栽木の根茎がそれぞれ生育するには、10年ぐらいかかるというように考えております。

委員

一時期よく議論になっていた緑のダムという、ここにも算出方法でダムという言葉があるので、ここから緑のダムって来ると思うんですけどね、まだそういうことを言うてるのかなという印象がありまして、森林のある状態と、それからない状態を、木を全部伐採してしまった状態で悪くなった、これが森林の機能ですという言い方をよくされることがあるんですね、緑のダムを応援される応援者の方は。林野庁はそこまで言われなれないと思いますけども。そうなりますと、実際はそうではなくて、手入れの悪い森林とよい森林との差であって、森林を伐採して初めて治水機能とか保水機能というのは明らかになるのが本来であって、手入れのよい森林と悪い森林との差を科学的に、流出抑制機能にしる、保水機能にしる、証明できている先生方はいらっしやらないわけです。ですから、そのあたりで緑のダムというのはひとり歩きし過ぎて、最近ちょっとはやりは終わりましたけども、兵庫県さんに言っても林野庁のご指導のとおりになされているのでどうしようもないんですけど、そのあたり、国交省と林野庁の考え方の整合をとらないと、いつまでたってもBの計算がこういうことになってしまって、我々もその評価を問われる立場として、真実を知りながら、でもマニュアルはこうなっているからというところで非常にじくじたる思いになってしまうところが大変苦しいところでございます。

委員

ちょっとだけ教えてください。

いわゆる原生林に戻すことと、それから今は植林ですよ。育成林というか、どちらが本当に環境にいいのでしょうか。僕はある意味じゃあ、原生林で照葉樹林に戻したら環境に対して非常によくなってくるとは思わないかというふうにも思ったりするんですけど、それはもう、一応論理的に育成林の方がいいということになっているのでしょうか。

会長

その場合にね、環境とあるんですが、何に対する環境か。ツキノワグマに対する環境なのか、材木屋さんに対する環境なのか、その辺を整理しないと話が進まない。

委員

ただ、私のように建築の歴史をやっている場合は、日本の場合、常に木でもって家をつくってきたんですね。それも、それぞれの時代ごとに樹種が違うんですよ。竪穴住居の場合はいわゆるその辺のクヌギだとか、ああいうふうなドングリ類のものを使うのが一番建てやすいんですね。それから後でまた仏教なんかが入ってきたり神社建築の場合は割にその辺にいっぱい、いいヒノキとか、そういうふうなものがあつたからそれを使った。ところがだんだんだんだんそれを使い過ぎると今度なくなってきて、鎌倉以降、松を使ったりした時期がありますよね。それから、それもなくなってくると、今度はいわゆるケヤキなんかがよく使われて、ケヤキが非常にいいんだという江戸時代のものが出たんですが、本当は建築屋としてはヒノキが一番使いやすい、しかも耐久性もあるし虫も食わないということなんですけれども、そういうことをほっといて、だんだんだんだん次から次へと変わってきた歴史を知ってるので、もう一度戻して、それから始めても構わないんじゃないかというふうな感じが若干するので聞いたんです。

事務局

大変難しい質問だと思うんですけど、一つは環境にどちらがいいのか、原生林と人工林とですね。それは一つ、土砂の崩壊というような面から見ますと、よく言われますのが杉、ヒノキの人工林と広葉樹の天然林と、どちらが山として強いんだということが言われまして、それはいろいろな学者の方も研究されておりますが、結果としましては、どちらがいいというのはわからないということでございます。と申しますのは、崩壊ということ指標にしますと、その樹齢というんですか、木の年がいつている方がやはり崩れにくい。また、それよりも地面の傾斜とか、そういうことが非常に大きな因子になるというふうなことがあります、一概に人工林が悪いとか、天然林がいいということは言えないというのが今の学説だと思います。

ただ、崩壊という面ではそういうふうなことでございまして、一方、また木の成長といえますか、最近、温暖化防止で二酸化炭素の吸収源というようなことも言われておりますけれども、どちらがよく太るのかという指標でいきますと、これは圧倒的に杉、ヒノキ林が太りやすい。特に杉の成長というのは世界でも有数の樹種であるというふうなことでございまして、いろんな因子があつて、なかなかどちらがいいかというのは難しいことでございまして、ただ、人工林22万ha、本県にございますが、少し植え過ぎたのかということもありまして、平成16年の風倒木被害を受けました、それを反省いたしまして、針葉樹と広葉樹林の混交林化ということにも取り組んでおりますので、そういう多様な森林をつく

っていくのがいいのかなというふうなことを考えております。

委員

ありがとうございます。

会長

ほかには。

委員

私、これを見ていましてちょっと奇異に思っていたのは、なぜこれを整備するかという目的、専ら林業の活性化というか、資源の活用ということの説明が書いてあって、先ほどのご説明もそうだったんですが、B / Cの算出のこれを見ていたら、額的には木材生産便益よりも、先ほどあった、何ですか、水源涵養便益とか山地保全便益、相当多いですね。この辺のことを何かほとんど触れられていないというか、必要性のところ。これどうしてかなと思っていたんです。いや、さっきの道奥先生の質問を聞いていたら、あんまり触れたくないのかなと思ったりもしたんですが、これ、どういう事情なんですか。

事務局

いえ、決してそういうふうな気持ちはございません。目的のところでは森林の公益的機能の持続発揮というのを触れるべきだったんですけども、今回、森林・林業を取り巻く状況がいわゆる木材、低コスト生産に向けて林業が進み出そうという背景がございましたので、そっちの方にちょっと特化したような格好でこの文言を整理させていただいたというのが実情でございます。表現の仕方については、公益性云々も検討させていただきます。

委員

私、一番最初に思っていたんですが、後でいろんな意見が出ていまして、その中でもずっと考え続けましたけれども、林業をめぐる国際的な関係、そしてもちろん県独自の問題もあって、森林とか林業にかかわる政策の方向転換が行われ、そして県産の木材供給センターも今つくられつつあるという中で、こういう林道の整備というのがもう何年か前からなされているわけですけども、これだけ大きな資本を使って、そして大きな事業をするに当たって、今、ご専門の意見が出されましたけども、そういうさまざまな林業をめぐる歴史的な経緯も頭に入れた上で、これから兵庫県で林業の振興にかかわっていくということであれば、例えば委員がおっしゃった労働力の問題も非常に大きいと思うんです。その労働力で、今、若年層の労働力がふえつつあるというお話でしたけれども、これだけ大きな問題として林業と取り組むのであれば、例えば農業学校は兵庫県にあると思いますけど、但馬の方に、林業の学校をつくっていいほどの国民的な問題だと思うんですね。いろんな、

もちろん小さな勉強会はあるでしょうけども、林業大学校ぐらいのをつくる、あるいは高等学校に林業学科をつくるぐらいの、そういうことも並行してやるぐらいの大きな国民的な問題だと思っんですね。そして国内で、あるいは県内で木材に対する需要なり関心を高めるといふことも並行してやり、この計画が大きな流れとなって人々の日常的な感覚の中に浸透していかないとならない。そういうことが非常に大切なのではないかなといふことを感想として考えました。

会長

何かお答えございませんか。

委員

先ほど、一つは交付税措置の話がありましたが、交付税対象と補助金対象とで採択基準が少し違っているんじゃないのですか。後ほどご説明していただいたらありがたいと思います。もし違ったらごめんなさい。そうしないと林野庁と総務省との間で競合することになり、縦割り行政の中で難しい状況が出るのではないかと思うのです。

会長

次回までに調べておいてください。

委員

それから、CO₂のコストは今、教えていただいて、そんなものかなと思ったんですけども、CO₂を吸収するのは、林野ベースでは経費がたくさんかかるということで計算した方が有利になる、でも片一方、企業ベースでは単価が安けりゃ安いほど買収CO₂の量が増えることになるわけですから、お互い利害が相反した数字が出てきているんじゃないかと思うんですが、できたらここで明らかにしていただければ非常に勉強になるし、これからの参考になるんじゃないかなといふふうに思いますですね。

それからもう一つは、やっぱりここにも書いてありますけれども、これからの林業というのは輸入木材というものが、これからは非常に逼迫してくる時代に本当に入っていくんじゃないかと思うんです。それぞれが自給率を高めようといふことで、そういうことをもう少し危機意識を持ってやっていかなければいけないといふことを十分認識して、考えてやっていく必要があるんじゃないでしょうか。いろんな対策をやっておられるんですけども、より一層そういう危機意識といふものが必要じゃないかなといふふうに思います。

最後に、1 - 2で書いてある県産木材供給センターといふのは、これ宍粟にできるんですね。それとここは近いんですか、宍粟の木材センターは、この辺まで一応、テリトリーとしては考えているんですね。

事務局

はい。峠を越したら宍粟市に入ります。

委員

そうですね。いや、ちょっとこの地図だけではよくわからなかったものですから。どうも済みません。

事務局

1番目の交付税の関係ですけれども、実はこの単独事業は平成5年に自治省と林野庁がタイアップして森林・山村対策という制度を立ち上げまして、林道の促進を図ろうとしたものでいわゆる単独事業にも自治省は交付税措置をするというものであります。当時、最高で交付税措置が56%ぐらい当たっておりました。今現在30%の交付税措置ですけれども、その制度を活用しながら整備促進を図っているというのが現状でございます。

委員

林野庁の足りない予算を補ってるという感じですか。

事務局

恐らくそういうことだと思います。

それから、2点目のCO₂の問題、これは道奥先生にも指摘いただきましたので、私どももちょっとデータの整理をいたしまして、また後日、回答させていただきます。

それから、これからの林業については、とにかく外材が逼迫するというのは、もう専門家の多くの意見ですので、それに対してきちっとした生産体制をつくっていこうということで、宍粟に県産木材供給センターが建設されます。それに向けて低コスト経営団地、これは林務課の方で所管していただいておりますけれども、これを平成26年には100地区に拡大しようというような計画も立ち上げながら取り組んでおります。この低コスト経営団地により、コストを下げた森林所有者に利益還元されるような形の施業がどんどん拡大していきますように、私たちがいろいろ汗をかくつもりでございます。

委員

先ほどの供給センターの状況というのが、そんなに木材が不足するような状況にあるのかどうか、ちょっとわからなかったんです。我々としては応援して、供給センターに期待して、ここで認めているかと思うんですけれども、実際の状況としてそんなに県材が供給不足の状態にあるのかどうか、少し驚いているんですけれども。それと、実際にこういう伐採とか植林とかをやっていく上で、こういう経営団地のシステムがもう一つわかっておりませんで、こういう形で団地をつくられて、それを運営するためにそういう経営プラン

ナーの役割とか、それをどの組織でそういうことを今後運営していかれるのか、そのあたりを少し教えてください。

事務局

県産木材供給センターの状況でございますけれども、現在、県下の人工林、杉、ヒノキの年間の成長量が150万立方メートルございます。それに対しまして切られている量ですね、木材生産されている量が約13万から15万m³ということで、年間、成長している量の1割ほどしか活用していないという状況でございますので、今後ますますそういった成長していく、成熟していきます杉、ヒノキ林が多くなっていきますので、何とかその資源を活用していかなければいけないと思っております。そういった中で、この県産木材供給センターは年間12万立方メートルの原木を消費をするということで計画を進めておりまして、ですので、現在の生産量が約倍になるというようなことでございます。それを今後はもっともっとその量をふやしていきたいと思っておるわけでございますが、当面は県産木材供給センターを平成22年に立ち上げをしたいということで進めております。

また、原木の供給といった面で低コスト経営団地を県下に整備をしまして、県産木材供給センターに行く分と、既存の製材工場、木材市場等に行く分と、そういったところの木材も供給をしていかなければいけないということで、団地化を進めておるところでございます。そういった中で、特に兵庫県の森林は共有林というのが非常にたくさんございます。それが兵庫県の特徴でございますけれども、生産森林組合でありますとか、あるいは集落の山、かつては集落の日役ということで土日に出ていかれて植林された、そういった山が40年、50年たってきておりますので、そういった山をこれからは収穫をしていけるということでございます。

また、素材生産といった面で非常に技術革新が進んできておりまして、先ほども紹介させていただきましたけれども、大きな機械を山の中に持ち込みまして作業道をつけ、その作業道から、ほとんど人が山に入らない状況で木材生産ができるよというような技術革新が進んでおりますので、そういったことを普及させるために地域の森林組合の職員、あるいは作業員の人に施業プランナーということで、ここの山をこういうふうの間伐をし、こういうふうに通道をつけて木を出してきたらこれだけ収益が上がりますよと、そういった具体的な収入、収支も提示しながら森林施業、あるいは間伐収入を、利用間伐をしていきたいと思います、そういうようなことを働きかけをさせていただいているところでございます。

委員

その場合、県の方がかなり指導されて、その森林組合を指導しながらやられることにな

るんですか。この間、木材センターの中でいろんな森林組合の方とかが集まってやられるわけですけれども、そのプランナーといいますが、実際のセンターを運用する組織なり計画者と、その関連性とかがどういうふうによく連動していくのか、それから植林がまた大事ですけれども、そういうのを指示していくのはどの団体になるのか。

事務局

地域の森林組合は、古い歴史の中で地域の森林所有者の方、あるいは生産森林組合なり集落の方と深い信頼関係にありますので、その森林組合のそういった施業プランナーがそういう施業を指導するというような形でございまして、またそれに、県に林業普及指導員というのが県下で60名ほどおります。それも県下に散らばって森林組合と一緒にしながら、そういう指導をしていくということを進めておるところでございます。

委員

今に関連して、この供給センターの整備事業を審議したときにも議論いたしましたけれども、先ほど外材が減ってくるだろうと言いましたが、そんなに一遍に減るわけではないでしょうから、その需給バランスはよく考えながらやらなきゃいけないということと、やっぱり木材生産者に対してもご協力していただくところをお願いして、何もかも補助金出していくといったようなことにはしないようにして、そこはうまく指導していただく必要があると思いますから、それはよく注意しておいてください。

委員

次回で結構ですので、国の方が国内産木材の生産に関してどのような方針を近年立てておられるのか、もし今わかればご披露くださればいいんですけども、もし確認できなければ次回で結構ですので、兵庫県がやっていることが、要するに国の大方針というんですか、その方向性とどんな形でされているのかを確認をしたいし、今後の展望ということに関しても、国の方がどのような方向性を持っているのか、つまり林道整備にしても、それ以外のことにしてもそうですけれども、とりあえず今、大変な状況になっている国内林に関しての対応であるのか、もっと長期的なものとして国内産木材によって、つまり木材需給を達成していこうという方向性を明確に持っている何かが今、政策としてあるかどうかを知りたいので、お願いいたします。

事務局

政策面で、全体的なところは、また資料を提出させていただきまして説明させていただきたいと思いますが、特に最近、林野庁の方で新生産システムということで全国11地域を指定いたしまして、いわゆる製材工場の大型化に取り組んでいるところがございます。外

材の輸入逼迫ということもございますし、日本林業の再生のチャンスというようなことで、木材生産をどんどんやっていこうというような方向で全国で進められているところでございます。

委員

多分それはそうだろうと思うんですが、もうちょっと、大目標みたいな、つまりCO₂も関連してとか、そのあたりのところは、一体国はどんな方針をとっているのかなというのが、先ほど委員がおっしゃったような、大きな方向性を無視して、破れたところにばんそうこうを張るような林道整備をあんまり地方自治体がやっているのもよろしくないなというのが多分県民の実感だと思いますので、国の方向性が逆にならないのであれば、そのところを兵庫県が提案できるような大きなものも持つ気持ちでいったらいいなと思いますので、その辺、国はどうなっているのかもちょっとご紹介ください。次回で結構ですよ、もちろん。

会長

ほかにいろいろご質問もあろうかと思いますが、時間もかなり超過してまいりました。

事務局の方へまたファクスなり、電話でも結構ですし、この点について資料を用意して欲しいということをご連絡いただければ、手に入る限りのことは事務局の方で連絡し合うと思います。よろしく願いいたします。

あと、水関係が、河川が7件とダムが2件と、合計9件残っておりますが、これはまた次回のことにいたしまして、今日の質疑応答は、この辺で打ち切りたいと思います。

せっかくの機会だから、ぜひこれだけは聞いて帰りたいということはありませんか。

特にございませんようでしたら、本日の審査及び質疑応答は、これで終わりたいと思います。

4 閉 会